

平成28年9月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年9月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出欠委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員	欠席	29番	土師 哲夫 委員	
8番	安德 高輔 委員	欠席	30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員	欠席	32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議長 それでは、早速、ただいまより9月の農業委員会総会を開催をいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
本議案の審議番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、審議番号3番とそれ以外に分けて審議をいたします。  
それでは、第1議案のうち、審議番号3番についてを議題といたします。  
議席番号\*\*\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

\*\*\*\*委員 退席

議長 それでは、審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、おはようございます。それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、第3選挙区、3番の1件です。  
この申請案件につきましては、農地法第3条第2項、各号の審査基準について、地域審査会において審査表を配布し、説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案、審議番号3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号3番は可決されました。審議番号3番は終了いたしましたので、退席されています、議席番号\*\*\*\*

\*番、\*\*\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員 出席

議 長 \*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号3番は可決されました。  
続きまして、第1号議案のうち審議番号3番を除く議案についてを議題といたしま  
す。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、第1選挙区、1番の1件です。  
第3選挙区、2番の1件です。  
第5選挙区、4番から2ページ5番の2件です。  
2ページをお願いいたします。  
第6選挙区、6番から3ページ7番の2件です。  
3ページをお願いいたします。  
第7選挙区、8番から10番の3件です。  
以上、1番から3番を除いた10番までの全ての申請案件につきましては、農地法第  
3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査書を配布し、説明を  
行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合してい  
ることを御報告いたします。  
説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案のうち、審議番号3番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いい

たします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案のうち、審議番号3番を除く議案について可決されました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の4ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請地、高良内町、畑、577㎡、申請理由、申請地を露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、55㎡、申請理由、申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。

第2選挙区、3番の1件です。

3番、申請地、大善寺町藤吉、田、638㎡、申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

第4選挙区、4番の1件です。

4番、申請地、田主丸町菅原、畑、2筆合計144㎡、申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、隣接土地と同一事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。

あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーは1番です。

申請地は、青峰小学校から西へ約1km、特別支援学校から約500mのところに位置します。転用目的は貸露天資材置場です。申請地は、植木場として利用されておりますが、作業用車両の駐車場として、一部利用されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、上下水道管が埋設される道路沿道の区域にあつて、500m以内に特別支援学校及びうえの齒科の2つ以上の公共公益施設がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に溜桝を新設して、東側道路側溝へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存法面を再整備して、土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。

申請地は、宮ノ陣小学校から北東へ約1.5km。西鉄古賀茶屋駅より北西へ約700mのところに位置します。転用目的は貸家住宅の敷地拡張です。当該申請については、隣接する宅地に建築された既存住宅の一部が申請地に越境しておりましたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、農用地区域内農地以外であつて、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の既存溜桝を経由して、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されています。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

以上、2件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査をいたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**深川委員** 審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

申請地は、大善寺小学校から西へ約80mのところに位置します。転用目的は、貸露

天資材置場として利用するものです。

農地区分については、500m以内に大善寺小学校及び大善寺保育園があり、南側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と新設溜柵を設置し、南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック並びに緩衝地を設ける計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**柳副会長** 第4選挙区から報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は、柴刈小学校から西へ1,500mのところのところに位置します。転用目的は、申請地である自己所有地に、自己用住宅を建設するものです。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものであり、不許可の例外規定に供するものと判断しております。

雨水排水については、周囲の溜柵を通し、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は北側の公共下水道管に接続されます。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設けることにより、土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得られております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** 以上で、地元副会長からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。よって、県  
へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請地、合川町、田、2筆合計556㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天  
資材置場として利用するものです。

2番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、767㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車  
場として利用するものです。

第2選挙区、3番から6ページ5番の3件です。

3番、申請地、大善寺町藤吉、畑、2,026㎡の内、1,320㎡、申請理由、申請地を借  
り受けて、露店資材置場として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定を  
適用しております。

なお、一時転用期間として、許可日から平成29年3月31日までとなっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4番、申請地、荒木町荒木、田、400㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用  
住宅を建築するものです。

5番、申請地、荒木町白口、田、297㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅  
を建築するものです。



第4選挙区、6番の1件です。

6番、申請地、田主丸町田主丸、田、264㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第6選挙区、7番から7ページ、8番の2件です。

7番、申請地、城島町内野、田、996㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅及び食品加工場を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

8番、申請地、城島町江上本、田、5筆合計1,150.60㎡、申請理由、申請地を取得し、額縁製造工場を建築するものです。

第7選挙区、9番から8ページ10番の2件です。

9番、申請地、三潞町早津崎、畑、3筆合計986㎡、申請理由、申請地を取得し、建売分譲5戸及び宅地分譲7区画を行うものです。

8ページをお願いいたします。

10番、申請地、三潞町西牟田、畑、671㎡、申請理由、申請地を借り受けて、畜舎を建築するものです。

以上、説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。

あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、3号議案の審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は、合川小学校から西へ約600m、福岡県合同庁舎から東へ約400mのところに位置します。転用目的は貸露天資材置場です。

農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により処理されます。汚水生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、申請地より周囲の土地が高い位置にあるため、土砂の流出については支障ありません。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、宮ノ陣小学校から北東へ約1.5m。西鉄古賀茶屋駅から北西へ約700mのところ

に位置します。転用目的は貸露天駐車場です。  
農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設される溜柵を経由し、西側水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周辺にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ結果となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

以上、2件の申請につきましては、地域審査会で現地調査を実施し、審査をいたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 深川委員

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、大善寺小学校より南西へ約1.3 kmのところ

に位置します。転用目的は、市発注の下水道工事に伴い申請地を一時的に借り受けて、露天資材置場として、利用するものです。

農地区分については、農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、例外規定に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、周辺に素掘り側溝を設置し、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、緩衝地による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ています。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。  
申請地は、JR荒木駅より南東へ約450mのところ

に位置します。転用目的は、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、おおむね500m以内に荒木小学校及び荒木保育園がある農地

であり、北側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜桝を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約330mのところの位置します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、おおむね300m以内にJR荒木駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設溜桝を経由し、西側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となっております。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 柳副会長

第4選挙区から報告いたします。

審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは10番となっております。

申請地は、JR田主丸駅から南東へ530mのほうに位置します。

農地区分については、おおむね500m以内にJR田主丸駅があるため、第2種農地と判断しております。

転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

雨水排水については、西側の溜桝を通し、南側の既存側溝へ放流され、汚水生活雑排水は、南側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、周囲の既存コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区及び耳納山麓土地改良区より承諾を得られております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしまし

た結果、転用については支障がないものと判断しております。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

**松延副会長** 続きます、第6選挙区、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

申請地は、城島小学校から東へ約800m。城島総合支所から北東へ約1.1kmのところに位置します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅と食品加工場を建築するものです。

農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に保育園、医院がありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水については、敷地内に排水を新設し、溜桝を経由して、南側の道路側溝へ放流されるため、特に問題はないと思われます。汚水雑排水については、下水道に直接油が流出することを防ぐ装置であるグリーストラップにより処理し、生活排水とともに市下水道へ放流する計画になっております。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、防除する計画となっております。

また、筑後川土地改良区より排水承諾を得てあります。

続きます、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

申請地は、江上小学校から南西約300m、城島総合支所から南へ約2.4kmのところに位置します。転用目的は、申請地を取得し、額縁製造工場を建築するものです。

農地区分については、集落内の農地で農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と判断していません。

雨水排水については、溜桝を設置し、南側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。工場からの汚水雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、防除する計画となっております。

また、筑後川土地改良区より排水承諾を得てあります。

以上、2件の案件について、城島町審査会において現地調査を行い、転用やむなしと判断をしております。

御審議よろしくお願いいたします。

**廣重副会長** それでは、第7選挙区のほうから、2件について説明をいたします。  
審議番号9番、地図ナンバーが13番になります。  
申請地は、三潞校区の早津崎地区にあり、西鉄大善寺駅より南へ約550mに位置します。  
農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判定をしております。転用目的は申請地を取得し、建売分譲として利用するものです。  
申請地につきましては、既に造成されており、始末書付きの申請書となっております。三潞町審査会は申請者に対し、農地法を遵守し、今後このようなことがないよう強く指導いたしております。  
被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロックにより土留めをします。  
雨水排水につきましては、新設溜柵を設置し、汚水生活雑排水は合併浄化槽を通し、西側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。  
水利承諾については、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。  
地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。  
続いて、審議番号10番、図面番号14番について説明をいたします。  
申請地は、西牟田校区の新栄町地区で、JR西牟田駅から東西へ約350mに位置し、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は申請地を借り受けて、畜舎を建築するものです。  
被害防除につきましては、牛舎を増築する計画になっておりますが、発生するふん尿につきましては、自己所有の堆肥施設で堆肥化を図り、雨水等の排水につきましては、既存の畜舎の排水場につなぎ込み、浄化槽を経由して排水する計画となっております。  
水利承諾につきましては、西牟田土地改良区より、排水承認を得ております。  
三潞町審査会において、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。  
以上、2件について御審議のほどよろしく願いをいたします。  
以上です。

**議 長** 以上で、地元の副会長からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県  
へ送付いたします。  
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の9ページをお願いいたします。

「第4号議案 非農地証明について」

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

第3選挙区、1番の1件です。地図ナンバーは15番です。

1番、申請地、草野町吉木、地目、畑、面積410㎡、現況、宅地、詳細につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過している  
ものです。

第4選挙区、2番の1件です。地図ナンバーは16番です。

2番、申請地、田主丸町石垣、地目、畑、面積、2筆合計258㎡、現況、宅地、詳細につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上  
経過しているものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。  
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者  
名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いします。  
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録  
申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ  
れたので付議いたします。  
第5選挙区、審議番号1番及び2番の2件です。  
審議番号1番、申請人、北野町大城、\*\*\*\*、経営面積は2万1,956㎡です。農  
用地利用計画に従い利用すると認められます。  
審議番号2番、申請人、北野町石崎、\*\*\*\*、経営面積は1万6,592㎡です。農  
用地利用計画に従い利用すると認められます。  
第6選挙区、審議番号3番の1件です。  
審議番号3番、申請人、城島町下田、\*\*\*\*、経営面積は2万6,368㎡、農用地  
利用計画に従い利用すると認められます。  
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。  
続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いします。  
「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」  
あっせん申出書の提出があったので付議いたします。  
第1選挙区、審議番号1番の1件です。  
1番、申出人、宮ノ陣町若松、\*\*\*\*。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、宮ノ陣町若松、田、3,055㎡。あっせん委員は笠幸夫委員、飯田三津雄委員です。  
第5選挙区、審議番号2番から12ページの8番までの7件です。  
2番、申出人、北野町十郎丸、\*\*\*\*。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町十郎丸、田、4筆合計2,796㎡。あっせん委員は野村邦昭委員、菰田盛行委員です。  
3番、申出人、北野町金島、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、北野町金島、田、4,966㎡。あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。  
4番、申出人、善導寺町飯田、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、2,015㎡。あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。  
12ページをお願いします。  
5番、申出人、善導寺町与田、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、2,016㎡。あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。  
6番、申出人、北野町大城、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、3筆合計866.53㎡。あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。  
7番、申出人、北野町大城、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、畑、3筆合計3,095㎡。あっせん委員は日比生和雄委員、久佐木利光委員です。  
8番、申出人、北野町上弓削、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象土地は、



北野町上弓削、田、1,297㎡。あっせん委員は権藤年明委員、菰田盛行委員です。  
第6選挙区、審議番号9番の1件です。

9番、申出人、城島町江上本、\*\*\*\*。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、城島町江上本、田、3,078㎡。あっせん委員は佐藤豊委員、納戸勝浩委員です。  
以上です。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。  
続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いします。

「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、2件。2、利用権設定、農地中間管理事業関係、71件。

14ページをお願いします。

1、所有権移転。第2選挙区、審議番号1番及び2番の2件です。

1番、所在地、安武町武島、安武町住吉、安武町安武本、田、4筆合計7,417㎡。  
推進機構からの買い入れです。

2番、所在地、荒木町荒木、田、2筆合計2,782㎡。推進機構からの買い入れです。  
15ページをお願いします。

2、利用権設定。こちらにつきましては、総計のみ読み上げさせていただきます。総計、契約年数10年未満、契約件数69件、筆数320筆、設定面積56万4,947.57㎡。契約年数10年以上、契約件数2件、筆数9筆、設定面積1万2,717㎡。合計71件、329筆、57万7,664.57㎡。

以上、所有権移転2件、利用権設定71件の計画につきましては、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上です。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ、通知いたします。

続きまして、「第8号議案 久留米市農業委員会組織規程の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 16ページをお願いします。

「第8号議案 久留米市農業委員会組織規程の制定について」

久留米市農業委員会組織規程を制定したいので付議いたします。

久留米市農業委員会組織規程案、別紙のとおり。

こちらにつきましては、別紙で第8号議案別紙をつけておりますので、そちらをごらんください。

それでは、概要について説明させていただきます。

これまで、来年7月からの農業委員会の新体制について、組織部会を中心に検討を重ねていただきました。農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数や報酬等については、条例として、現在市議会へ改正提案しているところでございます。今回の組織規程につきましては、条例等で定めのない副会長の位置づけや役割及び推進委員の担当区域や代表推進委員の役割等について、組織部会等で決定した内容について明文化させたものです。

それでは、内容について御説明させていただきます。

第8号議案別紙をごらんください。

まず、第2条になります。こちらでは、会長の選出方法について記載しております。会長の互選につきましては、原則、単記無記名投票としております。ただし、別の方法がよいとの意見が出た場合で、皆様の合意がとれた場合は、無記名投票以外の方法でも決定できることとなっております。

次に、第3条につきましては、職務代理者についての規程になります。職務代理者の人数は2人で、選出方法は会長選出と同じとしております。

次に、第4条につきましては、副会長についての規程になります。副会長の人数は4人で、そのうち、2名は職務代理者を充てることとなっており、残り2名の選出方法については、会長の選出方法と同じとしております。

2ページをごらんください。

次に、第5条につきましては、推進委員の担当区域についての規程になります。こちらにつきましては、3ページの別表第1に詳細を記載しております。

現在、推進委員の総人数を29名として、市議会に提案しております委員の区域ごとの人数を定めております。区域につきましては、小学校の校区をベースに5つに分けております。

推進委員の人数について読み上げます。

田主丸町が対象となる第2区の推進委員の人数は7人です。北野町が対象となる第3区の推進委員の人数は4人です。城島町が対象となる第4区の推進委員の人数は3人です。三瀨町が対象となる第5区の推進委員の人数は3人です。そして、この第2区から第5区以外の区域を第1区とし、推進委員の人数は12人となっております。

2ページに戻ります。

続きまして、第6条です。

こちらにつきましては、代表推進委員の役割及び人数についての規定となります。

まず、役割について。代表推進委員は、担当区域の意見集約及び連絡調整を行うこととしております。

次に、担当区域別の人数ですが、こちらは4ページに別表第2で記載させていただいております。

4ページをお願いします。読み上げます。

第1区2名、第2区1名、第3区1名、第4区及び第5区から1名の合計5名となっております。

2ページに戻ります。

第7条です。こちらは代表者会議についての規定となっており、現在行っており、正副会長会議の代わりとなるようなものです。代表者会議内で審議されるものとして、委員会の運営方針及び企画立案、その他会長が必要と認める事項となっております。

なお、この代表者会議は、会長及び副会長並びに代表推進委員で構成されます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**委 員** 代表推進委員が城島と三潆から1名とのことですが、これはどうにかならないでしょうか。後々のこともありますし、予算の関係もあると思いますが、出来れば両地区から1名ずつと思ひまして。

**事 務 局** ただいまの御質問について御説明をします。  
この件につきましては、組織部会の中でもいろいろ御意見をいただいた部分で、整理させてもらった部分でございます。それぞれ地区を設けまして、それぞれの代表委員を選出したいと考えております。その考え方の中で、当初案としましては、それぞれの地区から代表をというようなことも検討させていただきまして、整理をしていったところでございます。旧久留米地区になりますが、1区地域は12人という部分で人数が多いということもありまして、組織部会の委員の皆様からも御意見を頂戴しました。ここについては、まず2名にするというところで代表を決めたところでございます。城島地区、三潆地区については、それぞれ委員3人という人数がございまして、3人から代表1名出すというよりも、地区の違いもありちょっと大

変かもしれませんが、城島三瀧地区を合わせて6人の方から代表を出していただき、そして、今後対応してもらいたいということも含めまして、この代表地区を合わせたところでございます。組織部会の中でも、このような内容で整理をさせていただきますまして、今回6人の中でお1人というところを提案したところでございます。できれば、この案で御了解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 今の質疑、回答でございますか。

委 員 よければ、後々のこともあるからと思って意見をしました。

議 長 ようございますか。

委 員 よくはないです。

議 長 よくはないですか。

委 員 一言よろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

委 員 現在、三瀧城島が別に話し合いをしているわけではないですか。それで、今後一緒に全てをやるというなら、また話は別ですが、各地区でやって、それを、どちらかの代表の方が話を一つにして、こちらのほうに持ってくるというのも、それは代表の方が大変だろうと思ひまして。一旦、今までのようなやり方で行って、やはりこちらでやるというなら、また今言った案にしてもらってもいいのかなと、私は思いますね。

議 長 どうですか。

事務局 審査会等の体制についても、まず地区でそれぞれ違いがあるということは十分認識をしております。そういったことも踏まえまして、まず何人にするかとのことで議

論させてもらったところでございますけども、この人数についても御意見はあったかと思えます。その中で、地区が近いということも踏まえまして、城島、三潁地区を1つの区域として整理をさせてもらい、組織部会の中でも協議させていただきまして、今回ご提案させていただいております。様々な御意見はあるかと思えますけども、この案で、今回については御了解いただけたらと思って提案したところでございます。

委員 今、決まったようなやり方、後々の方が、これは便が悪いというような意見が出てきた場合には、検討するというところでよろしいでしょうか。

事務局 今回の案につきましては、当然、初めてこういった制度が出てきておりますので、いろいろな御意見が出てくれば、農業委員会の中で改めて検証すべきというふうに考えております。29年7月改正を経て、今回提案させていただいている内容以外にも御意見は出てくるかと思えます。そういったことについても、検証をやっていきたいというふうに考えております。

議長 今の回答でどうですか。

委員 今まで検討してきてありますから、仕方ないという部分も幾らかあるでしょう。

議長 御意見の内容については十分認識しておりますし、この問題につきましては組織部会の中でも協議されたと思っております。その中で、このように整理をさせていただいたということでございますし、今事務局から説明がありましたように、やってみて、どうしてもというようなことになれば、また検討していくということで、御了解いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。ほかに質疑がございませんか。

「なしの声」

議長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終了してようございますか。

「なしの声」

議 長 はい。それでは、これにて質疑を終了したいと思います。  
ただいまから採決をいたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第8号議案は可決されました。  
続きまして、「第9号議案 久留米市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の17ページをお願いします。

「第9号議案 久留米市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」

久留米市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正したいので付議いたします。

1、改正内容は、実施要領中、3、あっせん基準及び、5、あっせん手続、別紙1、農業委員会が定める基準面積の特例、付表1、付表2の改正を行うものです。

2、改正理由といたしましては、農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付44農地B第3712号）の一部改正に基づくもの、2015年農林業センサス結果に基づくもの、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に基づくものです。

改正概要について説明させていただきます。

今回の改正では、5年に一度行われております農林業センサスの結果により、あっせん事業を行う場合の買い手の経営面積の基準面積などを、現行103aから178aへ変更すること、農地法や経営基盤強化促進法の一部改正による文言や条文の整理、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正による数値の変更を行っております。

改正部分につきましては、18ページから24ページまで記載しております、新旧対照表の下線部分になります。

内容について簡単に説明させていただきます。

18ページをお願いします。

こちらにつきましては、農業生産法人の名称が農地所有適格法人に変更されたことなど、主に文言の整理を行う改正を行っております。

19ページをお願いします。

(2) では、あっせんの優先順位について記載されており、最優先順位として、認定農業者と地域の中心となる経営体とされていたのが、今回の改正で、認定農業者と認定就農者に限定されることとなります。

20ページをお願いします。

上段の下線部分につきましては、あっせんが成立した場合の契約の手法として、中間管理事業の活用の促進強化が進められています。中段の(4)につきましては、最適化推進委員ができた場合、あっせん委員は推進委員から1名以上指名することとなります。

なお、推進委員ができるまでは、現行のまま、農業委員からあっせん委員を指名します。

21ページをお願いします。

こちらにつきましては、別紙1、農業委員会が定める基準面積の特例についての改正となります。こちらは、2015年農林業センサスの結果に基づき、3、農家の平均経営面積103aを超える場合を、178aを超える場合に、5、酪農経営に当たっては、牛54頭を超える場合を、牛65頭を超える場合に改正するものです。

続きまして、22ページをお願いします。

付表1、営農類型別、基準面積の改正となります。こちらにつきましても、センサスの結果に基づき、経営面積及び酪農等の使用規模を営農類型別に改正するものです。

最後に、24ページをお願いします。

こちらは、久留米市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に伴い、付表2を改正するものとなります。

改正内容は、上から4行目の米及び花木欄の削除。下から2行目のカキ、イチジクの経営規模を3aから2.9aへ改正するものです。

以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。



「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第9号議案は可決されました。よって、県知事宛てへ、通知いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について」

「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑ございませんかね。

「なしの声」

議長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
従いまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、33番、野村邦昭委員、9番、深川嘉穂委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。